

議案第78号

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年多可町条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

12月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
-------	------------	------------	------------	-----------

」を「

12月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0
-------	------------	------------	------------	-----------

」に改める。

第2条 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
12月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0

」を「

6月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5
12月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

## 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

(第1条)

現 行					改 正				
(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
(略)					(略)				
6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0	6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
12月1日	<u>100分の210.0</u>	<u>100分の168.0</u>	<u>100分の126.0</u>	<u>100分の63.0</u>	12月1日	<u>100分の220.0</u>	<u>100分の176.0</u>	<u>100分の132.0</u>	<u>100分の66.0</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

(第2条)

現 行					改 正				
(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
(略)					(略)				
6月1日	<u>100分の210.0</u>	<u>100分の168.0</u>	<u>100分の126.0</u>	<u>100分の63.0</u>	6月1日	<u>100分の215.0</u>	<u>100分の172.0</u>	<u>100分の129.0</u>	<u>100分の64.5</u>
12月1日	<u>100分の220.0</u>	<u>100分の176.0</u>	<u>100分の132.0</u>	<u>100分の66.0</u>	12月1日	<u>100分の215.0</u>	<u>100分の172.0</u>	<u>100分の129.0</u>	<u>100分の64.5</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				